

令和4年度 第5回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和4年8月25日

令和4年度 第5回定例総会議事録

1. 日 時 令和4年8月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1 番 古倉 一郎	2 番 矢本 規夫	
(氷上地域)	3 番 芦田 義彦	4 番 足立 正典	5 番 金子 隆司
	6 番 徳田 義信	7 番 山本 浩子	8 番 足立 康裕
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 俊哉	11 番 足立 信昭
(春日地域)	12 番 臼井 光茂	13 番 荻野 隆太郎	14 番 近藤 眞治
	15 番 田川 良一	16 番 婦木 克則	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 耕作	19 番 野垣 克巳
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 杉山 重利	23 番 高見 由行
	24 番 橋本 慎司		

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて
(下限面積の設定)

議案第 6 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

5. 閉会

1. 開会

○議長 それでは、ただいまより令和4年度第5回丹波市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、岸本会長から、御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 本日の総会の出席人数でございます。議席番号1番の古倉一郎委員より遅刻の報告を受けております。結果、現時点で24名の農業委員のうち23名の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。

続きまして、議案書の訂正をお願いいたします。議案書39ページをお開きください。39ページ、議案第2号、番号1番と番号3番について、申請人からの取下願が出ておりますので、本日の議案書から削除をしていただきますようお願いいたします。議案書の訂正は、以上でございます。

なお、この会場は新型コロナウイルス感染防止のために、エアコンは入っておりますが窓を開けさせていただいておりますことを、御理解いただきたいと思います。

事務局からは以上です。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

今日は、議席番号14番の近藤眞治委員、議席番号15番の田川良一委員、両委員、よろしくをお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号36番 ～

～ 報告第1号 番号1番 ～

～ 報告第2号 番号2番～番号4番 ～

○議長 それでは議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号8番、報告第1号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番、番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、申請人は親子関係になります。譲受人は、親から農地を譲り受け、引き続き農地の管理等をするということです。

申請地は、果樹が植わっております。図面は8ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号2番を説明いたします。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというものでございます。図面は9ページに示しております。

9ページを見てもらいますと、これ四角に囲んでいるうちの16平米で、小さいところです。隣は宅地の跡となっております。これ両方買われて、畑をしたいということでございます。それで、この下が譲受人の自宅となっております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号3番と番号4番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号3番は、農地を売買により購入し、経営規模を拡大したいというもので、11ページに図面を添付しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号4番は、同じく農地を売買により購入し、経営規模を拡大したいというもので、11ページに図面を添付しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号5番、番号6番、番号7番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号6番を、続けて議席番号○番の○○が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、新たに経営を開始したいというもので、図面は14ページに示しております。

これらの農地は、先月の総会で、下限面積の特例を受けたものです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

また、同時に農地の形状変更届が出ております。申請地の農地4筆を、0.95メートルかさ上げる届です。

この農地は、以前より遊休農地でして、湿田のために、農機具等が入らない農地で、かさ上げを行い、その上で小豆の栽培をする予定です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番並びに報告第2号の番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第2号の番号1番について、御承知おきください。

続いて、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号9番、番号10番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従

事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号１０番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１０番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１７ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号１１番～番号１８番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会からの確認報告ですが、まず番号１１番についてのみ審議をしたいと思えます。番号１１番については、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

（該当委員退席）

○議長 それでは、番号１１番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１１番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１１番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、１８ページと１９ページに地図を付けています。

所有者が丹波市を離れ、住まいと農地を同時に手放すということになり、譲受人が購入しようとするものです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認

しております。

19ページの図面を御覧ください。もう少し補足させていただきます。

今回の第3条の網かけになったところがありますが、申請地のすぐ左側に、譲渡人の名義の家があります。その住宅も購入して、この周辺の農地で、体験型農業のようなものを進めたいそうで、従業員の住まいも確保しながら、事業をやりたいということのようでございます。

誓約書をつけてもらっているのですが、近隣から苦情を受けないように農地を管理し、〇〇などへの作業委託なども取り入れたいと、このように説明がされております。全筆草刈り計画書なども添付されておるのですが、注意喚起をしていきたいと、このように思っております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 この番号11番の農業法人の案件でございますが、春日地域委員会では、十分に協議された上で、総会に臨んでいると思います。氷上地域におきましても、その法人の農地がありまして、農地の管理について、委員が常に現況を確認しておるところでございます。それは、地域調和要件を満たしているかどうかというところで、確認をしておきますが、今回この案件につきまして、氷上地域委員会において協議いたしました。農地の受け手としては大変ありがたいですが、たくさんの面積で、水稻をはじめ野菜やシイタケ、栗の栽培等を、多岐にわたって生産されていますので、これだけの面積を管理できるかどうかという疑問が出ました。

今後、経過を見ながら、全委員で対応していきたいとの結論を、氷上地域委員会としては出しました。

○議長 春日地域委員会から、補足等、説明はありますか。お願いします。

○委員 御指摘ありがとうございました。

春日地域委員会としましても、非常に難問を抱えておるこの譲受人です。今月の農地パトロールでも、耕作されている全農地を見て回りました。おおむね畦畔の草刈りを進めてもらっているなあということを、現場を見て感じました。全農地の草刈りの計画書、非常に困難やったようですけども、全て実際にやってくれということで、〇〇にも外注を続けるようにしております。

今、御指摘にもありましたので、春日地域委員会としましては、日頃からその農地について、注意して監督をしてまいりたいと。

それからもう1つは、その農園、会社に対してですね、地元の農会ともよく連携しながらとの誓約書も出しておるので、約束を守ってくれということの指導を、今後、直接、地域委員会からも引き続いてやっていきたいと、このように思っております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 番号11番について、ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、許可すべきものと決定いたします。
復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 番号１２番から番号１８番まで、春日地域委員会からの確認報告ですが、番号１５番から番号１８番につきましては、併議とさせていただきます。

また、番号１３番、番号１４番についても関連があるようでございますので、春日地域委員会はその辺も考慮した上で、確認報告をお願いします。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１２番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、２０ページに地図をつけております。

譲受人は、高齢になっておりますが、周辺にも農地を持っておりまして、活躍されております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号１３番、番号１４番を、議席番号○番の○○が併せて説明させていただきます。

番号１３番と番号１４番は、譲渡人と譲受人が交換で土地を取得したいというもので、自分の農地が隣にあり、効率的に経営をしたいということから、両者の交換が成立したというものです。

図面は２１ページ、２２ページにお示ししております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号１５番、番号１６番、番号１７番、番号１８番を議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１５番から番号１８番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は２３ページにお示ししております。

当該地は、以前から遊休農地になっておりまして、そこを取得して耕作するということでございます。今後も面積は、増やしていく予定と聞いております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番、番号16番、番号17番、番号18番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番、番号16番、番号17番、番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番、番号16番、番号17番、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

続いて、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号19番～番号30番、報告第2号、番号2番、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会からの確認報告ですが、まず番号19番から番号29番まで確認報告をお願いします。

なお、番号25番から番号29番までは関連がありますので、その関連も含めて、確認報告をお願いします。

それでは、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号19番から番号21番まで、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号19番は、平成30年1月に、下限面積の特例を受けた畑です。それで、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は24ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

それと、８３ページの番号２番、その農地に農業用倉庫が建っております。それは、経過書付きで、前の持ち主さんが建てておられたそうです。今後も農業用倉庫として使いたいということで、経過書が付いております。

番号２０番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２５ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしくお願いします。

それと、番号２１番も、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２６ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

２６ページの地図を見ていただきたいと思いますのですが、この斜線の部分と、その横の田んぼは一枚になっております。それでこれ、譲受人が以前から作っておられるのですが、このたび購入ということで、申請されておりますので、よろしくお願いします。

○委員 続いて、番号２２番から番号３０番まで、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２７、２８ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号２３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２９ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３０ページに示しております。

なお、この農地は、遊休農地となっております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号２５番から番号２９番、譲受人が全部同じでございますので、一括して説明をいたします。

番号２５番、番号２６番、番号２７番、番号２８番、番号２９番は、農地を売買により取得

し、経営規模を拡大したいというもので、図面は31ページに示しております。

譲受人の住所が〇〇でございますが、山南町に〇〇があり、さらに柏原町に〇〇があります。拠点はその〇〇になります。

番号25番から番号29番までは、栗園として活用されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第2号の番号2番について、御承知おきください。

番号20番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号23番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

番号26番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

番号29番について、質問、意見等はありませんか。

○委員 すいません。ちょっと聞きもらしたと思うのですが、拠点についてもう一度報告いただけたら。

○委員 拠点は山南町に〇〇がありまして、柏原町にも〇〇があります。拠点は山南町の〇〇でございます。

○委員 栗を栽培される。

○委員 栗を栽培して、〇〇の〇〇の材料として使用されます。

○委員 5,000平米以上もあるから。

○議長 今までもあるところでして、自社で〇〇の〇〇をされております。

○委員 了解しました。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

番号30番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、番号30番並びに報告第2号の番号3番について、確認報告をお願いします。

○委員 番号30番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始するものです。図面は32ページに示しております。

現地は栗の木が植わっております。

また、譲受人は遠方の方でございますので、報告第2号の番号3番でございますが、ここに農業用倉庫及び休憩所、露天駐車場を作りまして、ここが拠点となります。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 番号30番並びに報告第2号の番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第2号の番号3番について、御承知おきください。

それでは復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号31番～番号36番、報告第2号、番号4番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号31番から番号36番までを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号31番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は33ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、譲受人は高齢ではありますが、申請地のすぐ右側に居住しておりまして、家族とともに耕作をしております。

よろしく申し上げます。

番号３２番も議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号３２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいとするもので、図面は３４ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号３３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３５ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号３４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３５、３６ページにつけております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、報告第２号の番号４番は、譲渡人の親が農業用物置を作ったもので、経過書を添付しております。譲受人はそのまま農業用物置として使用するということを確認しております。

番号３５番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は３５ページです。

地域委員会としては、社会福祉法人の農地所有ではありますが、所有権移転を要件として、当法人により福祉事業の目的を達成するために所有するものであり、例外規定に当てはまるものと考えております。

農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号３６番は、農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は３７ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

よろしく申し上げます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号３１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3 1 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3 1 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3 2 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3 2 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3 2 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3 3 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3 3 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3 3 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3 4 番並びに報告第2号の番号4 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3 4 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3 4 番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに報告第2号の番号4 番について、御承知おきください。

番号3 5 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3 5 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3 5 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3 6 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3 6 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3 6 番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号2番 ～

～ 議案第2号 一時転用 番号1番、番号2番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号2番は、露天駐車場にするための申請です。図面は41ページに示しています。

申請地の農地区分は、市道で囲まれた街区で、41ページの太い実線の部分ですが、宅地の割合が74パーセントですので、第3種農地と判断されと考えられます。

転用することに、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は事業計画に対して妥当なものであり、資金面にも問題がなく、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、農地法第4条の規定による農地等の一時転用許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、一時転用、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号1番は、水はけが悪いため、地盤の入替えによる一時転用の申請でございます。図面は45ページに示しております。

申請地の農地区分は、農用地域内となるため、丹波市長から当該土地を一時的な利用に供するもので、農地に復元するため、丹波農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないとの意見書が提出されています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また農地に復元することも確実であり、資金面にも問題なく、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号2番は、かさ上げ、作業道、農業用倉庫、作業場等による農地改良を目的とした一時転用の申請です。

概略を説明しますと、水稻をされていた田んぼをかさ上げし、栗を新たに植栽されます。ま

た、栗栽培の作業効率を上げるため、圃場内に作業道と作業場を設ける予定です。農業用倉庫は届出済みのものです。図面は46ページに示しています。

申請地の農地区分は、農用地区域内となるため、丹波市長から当該土地を一時的な利用に供するもので、農地に復元するため、丹波業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないとの意見書が提出されています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。また、農地に復元することも確実であり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 番号2番につきましては、大規模案件であり、三役等で現地調査を行っておりますので、隣接する青垣地域委員長より、確認報告をお願いします。

○委員 8月19日に、三役と地元委員さんと私で現地を確認させていただいております。

申請人は、この46ページの地図にございます集落に、今回申請の斜線を引かれた農地と、それから南側、北側、西側、東側は住宅地でございますが、この周りに、全体で1.7ヘクタールの農地を持たれておるという状況で、かさ上げをされても他の農地には何ら影響はないのじゃないかというふうに確認いたしております。

申請人は、10年ほど前に〇〇から移住をされたようでございまして、栗の栽培経験は、氷上町〇〇で1ヘクタールほどの栽培をされておるということで、地域住民の協力を得ながら、季節雇用で、年間15人ぐらいの雇用をされておるということです。地域のモデルになるような農業を営まれようとしておるというふうに、話をお聞きしました。

周辺の農地では、ブドウ栽培と、それから〇〇さんの関係で、アジサイを栽培して、そういったこともされておりました、それを見ましても、よく管理が行き届いておるのじゃないかというような状況ですので、かさ上げの申請については、何ら心配はないのじゃないかと。

ただ、ちょっと令和6年2月29日までという期間が長いのでございますけれども、作業道を確保されるということに対しての期間が長いと、時間がかかりそうだという、本人さんもそういうふうな計画で、申請をされておられます。

よろしくお願いします。

○議長 番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決

定いたします。

～ 議案第 3 号 所有権移転 番号 1 番～番号 1 3 番 ～

～ 議案第 3 号 賃貸借権設定 番号 1 番、番号 2 番 ～

～ 議案第 3 号 使用貸借権設定 番号 1 番、番号 2 番 ～

○議長 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 1 番～番号 4 番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会からの確認報告ですが、番号 2 番から番号 4 番につきましては、一体のものとなりますので、併議とさせていただきます。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、貸事務所、貸車庫を建設するため、転用しようとする申請です。図面は 5 0 ページに示しているとおりです。自身が経営する会社へ貸し出す計画です。

農地区分は、上下水道が埋設された道路の沿道にあって、〇〇（医療施設）と〇〇（医療施設）が 5 0 0 メートル以内にあることから、第 3 種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

続いて、番号 2 番から番号 4 番について、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 2 番から番号 4 番は、テナントと露天駐車場を建設するために転用しようとする申請です。図面は 5 1 ページに示しているとおりです。

番号 3 番については、昨年の 1 0 月 2 6 日付けで許可となっています。そのときに申請者が番号 2 番と番号 4 番の土地も同時に転用したいと、所有者に申し出されましたが、所有者側から、今は売らないということで、断られたという経過があるようでございます。

その後、今回所有者側からやっぱり売りたいと、買ってほしいという希望があり、前回許可が出た土地と一体開発ということで、計画を見直されて、事業計画変更理由書を添付して、申請をされております。

変更内容としましては、テナントを東側に位置をずらして、駐車場の土地を 1 0 台分から 2 8 台分まで増やされています。

農地区分は、街区の面積 1 万 8, 7 7 6 平米、宅地の面積 9, 5 1 1 平米で、宅地の割合が 5 0. 7 パーセントとなりますので、4 0 パーセントを超えているので、第 3 種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番、番号3番、番号4番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番、番号3番、番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番、番号3番、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号5番～番号10番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、まず番号5番について、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 番号5番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、露天駐車場と露天資材置場として利用するための申請です。図面は9ページ、10ページに示しております。

進入路につきましては、図面を見ていただきますとおり、左側が譲受人の家であり、その前が進入路ということになります。

雨水につきましては、東側へ流れるようになっております。

申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地面積の割合が、71.6パーセントということで、40パーセントを超えるため、第3種農地と判断されとを考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 それでは氷上地域委員会から確認報告をお願いしますが、番号6番、番号7番、番号8番とっていただいて、番号9番、番号10番につきましては一体のものでありますので、併議案件とさせていただきます。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、売買により太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は52ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、〇〇が贈与により譲り受け、露天駐車場として利用するための申請です。図面は53ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、売買により貸家住宅として利用するための申請です。図面は54ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積が40パーセントを超え、88.6パーセントであるため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、この貸家住宅は、2階建て8戸が2棟建築される計画になっております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号9番と番号10番は併議ということで、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号9番、番号10番は、売買により建売分譲住宅8戸を建築するための申請です。図面は55ページ、56ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積が40パーセントを超え、52.9パーセントとなっているため、第3種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 質問じゃないのですが、ちょっと確認さしてほしいのですが、ここの業者ですけど、多分来月に市島にも出てくると思うのですが、許可になって、何割ぐらいの完成率やないとかかんかったとか、あれ何割でしたっけ。

○議長 ほかの事業とも合わせた関連で、進捗状況の進展の確認ということですね。

○事務局 事務局でございます。

先ほどの質問の件でございますが、過去に許可を受けた事業の進捗状況がどうなっているか、もう少し具体的に申し上げますと、過去1年許可を受けた事業で、未着手があると駄目ですよという話であったかと思っています。

今回の事業者ですけども、未着手はございません。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 8 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号 8 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号 9 番、番号 10 番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 9 番、番号 10 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号 9 番、番号 10 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 11 番～番号 13 番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域の案件につきまして、番号 11 番についてのみ確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 11 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 11 番につきましては、売買により露天駐車場、カーポートとして利用するための申請でございます。図面は 57 ページに示しております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が 10 ヘクタール未満のため、第 2 種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容には問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 11 番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 11 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号 11 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号 12 番、番号 13 番については、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

（該当委員退席）

○議長 それでは番号 12 番、番号 13 番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１２番は、売買により取得し、盆栽市会場、露天駐車場、資材倉庫として利用するための申請でございます。図面は５８ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める住宅面積が４０パーセントを超えるため、第３種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

なお、現地を確認いたしましたところ、既に一部に倉庫が建っているため、譲渡人より始末書が添付されております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１３番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１３番は、売買により取得し、露天資材置場、露天駐車場、進入路に利用するための申請です。図面は１９ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積が４９．４パーセントで４０パーセントを超えるために、第３種農地と判断されると考えます。

１９ページの図面を見ていただくと分かりますように、譲渡人の空き家を同時に購入しまして、今回の農地転用の申請というふうになっております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号１３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１３番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、賃貸借権設定、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番、番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、賃貸借権を設定して、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は60ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積が6,120平米、宅地の面積が3,860平米で、宅地の割合が63.1パーセントと、40パーセントを超えていますので、第3種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。また賃貸借契約書も添付されております。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題はないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号2番は、賃貸借権を設定し、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は同じく60ページに示しております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしている地域に近接し、その農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

賃貸借契約書も添付されています。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題はないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番について、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、農地を祖父と孫との間で使用貸借権を設定し、一般住宅と店舗を建設しようとするものです。図面は62ページに示しております。

申請地の農地区分は、〇〇（公共施設）から300メートル以内に位置するため、第3種農地と判断され则认为します。

配置計画、転用面積も妥当なものであり、資金証明、使用貸借契約書も添付されております。

また、進入路に係る市への道路占用許可の申請等も進めていただいております。雨水排水は周辺の排水路に接続される計画です。

転用することに、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号2番は、譲受人が一般住宅を新築するためのもので、親子間で使用貸借権を設定し、転用する申請です。図面は63ページ、64ページに示しています。

申請地は、300メートル以内に〇〇（教育施設）、〇〇（医療施設）が存在し、上下水管が通る道に隣接しておりますので、第3種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。使用貸借契約書も添付されています。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

それで、ちょっと500平米を超えていますが、63ページの地図を見ていただきましたら、右端に建物の絵が載っておりますが、ここにちょっと段差がありまして、始末書にもあるので

すが、606平米の斜線部分、ここが車庫になっておりまして、そういうものが建っておりますので、認めていただきたいと思います。

それと始末書ですが、左端の物置と右側の車庫が建てておられまして、それに対する始末書がついております。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

ここで、休憩に入ります。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは会議を再開いたします。

～ 議案第4号 番号1番～番号9番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は68ページに示しています。

8月16日に現地を確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和41年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号2番、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は53ページに示しています。

8月15日に現地確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は69ページに示しています。

8月15日に現地確認したところ、〇番〇は住宅と庭、〇番は作業場と庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、〇番〇は昭和50年頃、〇番は平成7年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号4番、番号5番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は70ページに示しております。

8月16日に現地確認したところ、現地は露天駐車場になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあります。平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は71ページに示しています。

8月16日に確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないものと思われます。

また、農地でなくなった時期は昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会から確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号6番、番号7番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は72ページに示しています。

8月12日に確認したところ、現地は倉庫があり、農業資材が置かれた状態となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和62年頃からで、地元副自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断について3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は63ページに示しています。

8月12日に確認しましたところ、現地は車庫と庭になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなったのは昭和53年頃で、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断について3の(2)ウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号8番、番号9番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は73ページに示しております。

8月12日に確認したところ、現地は作業場の一部となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和48年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号9番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は74ページに示しております。

8月12日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周辺の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員

会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 8 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 8 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 8 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号 9 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 9 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 9 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第 5 号 番号 1 番 ～

○議長 議案第 5 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に定める別段の面積を定めることについてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号、番号 1 番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

丹波市長より、住まいるバンクに付属して売買を希望する農地について、別段面積設定の依頼を受けたため「平成 28 年 12 月 21 日 空き家に付随した農地に係る農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積設定に係る取扱いについて」に照らし合わせながら、現地調査等を行いました。図面は 77 ページに示しています。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在何ら耕作されていないが、現況が復旧困難な農地でないこと等を確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第 5 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 項に定める別段の面積を定めることについて、適当と判断し、別段の面積を提案のとおり定めることとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第 5 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に定める別段の面積

を定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

～ 議案第6号 番号1番 ～

○議長 議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 8月16日に、確認しましたところ、現地は墓地であり、照会のとおりで問題ないと確認しております。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第7号 ～

○議長 議案第7号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読。

○議長 各地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、8月16日の柏原地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号2番から番号8番まで、8月15日の氷上地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号9番を、8月15日の青垣地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号10番から番号17番まで、8月16日の春日地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強

化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号18番から番号26番まで、8月12日の山南地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原・氷上・青垣・春日・山南地域委員会からの確認報告がございましたが、番号1番から番号26番まで、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 番号14番と番号15番、更新で2カ月という契約になっています。どういう理由かはいろいろ想像ができるのですが、2カ月の理由を、分かったら教えてください。

○議長 春日地域委員会。

○委員 この秋の稲刈りが10月末には完璧に終わるので、そこまでということで、その後は何かの事業なり、何かの予定があるようです。

○委員 わかりました。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原・氷上・青垣・春日・山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原・氷上・青垣・春日・山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

市島地域についてですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号27番から番号38番まで、8月12日の市島地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

市島地域の案件について、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。
- 復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 報告第2号 ～

- 議長 報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

何か補足することはございますか。

○委員 特にございません。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは報告第2号、番号1番について、御承知おきください。

これで、全ての議事が終了しました。何か御意見等ございませんか。

ないようでしたら、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 初めに言いましたように、皆さんもこれから繁忙期になりますので、怪我だけはないように、またコロナも流行っておりますので、十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和4年8月25日

議 長 ㊟

議事録署名委員（14番委員） ㊟

議事録署名委員（15番委員） ㊟